



証 1 3 5 号 丙

平成28年6月27日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成27年(ホ)第454号MOX燃料使用差止請求控訴事件（原審・佐賀地方裁判所
平成22年(ワ)第591号）

口頭弁論の終結の日 平成28年2月29日

判

決

控訴人らの表示

別紙控訴人目録記載のとおり

控訴人ら訴訟代理人弁護士

冠 木 克 彦

同

武 村 二 三 夫

同

大 橋 さ ゆ り

同

谷 次 郎

控 訴 人 ら 補 佐 人

小 山 英 之

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

被 控 訴 人

九州電力株式会社

同代表者代表取締役

瓜 生 道 明

同訴訟代理人弁護士

堤 克 彦

同

山 内 喜 明

同

松 崎 隆

同

斉 藤 芳 朗

同

永 原 豪

同

熊 谷 善 昭

同

池 田 早 織

主

文

- 1 本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第 1 控訴の趣旨



- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、被控訴人が設置し稼働している玄海原子力発電所3号機原子炉において、メロックス社製MOX燃料を使用し運転してはならない。
- 3 訴訟費用は第1、2審とも被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要等

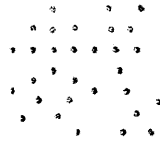
- 1 本件は、九州各県に居住し又は居住していた控訴人らが、被控訴人が設置している玄海原子力発電所（以下「玄海原発」という。）3号機原子炉（以下「本件原子炉」という。）におけるプルトニウム・ウラン混合酸化物燃料（以下「MOX燃料」という。）の使用により、ギャップ再開（*1）によるサーマルフィードバック（*2）が生じ、燃料溶融により原子炉容器が破壊され重大事故を招来する危険性がある、また、使用済MOX燃料の貯蔵場所からの大量漏えいにより健康・環境被害が生じる危険性がある旨主張し、人格権及び環境権に基づいて、被控訴人に対し、本件原子炉において、MOX燃料を使用し運転することの差止めを請求した事案である（なお、（*）の付いた語句の意味につき、原判決別紙用語集参照）。

原審は控訴人らの請求をいずれも棄却したところ、これを不服として控訴人らが控訴した（なお、原審における共同原告は控訴人らを含め合計129名であったが、そのうち控訴人らを除く原告らは控訴をしなかった。）。

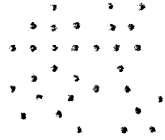
- 2 争いがない事実等並びに争点及び争点についての当事者の主張は、原判決を次のとおり補正し、控訴人らの補充的主張を後記3のとおりに付加するほかは、原判決「事実及び理由」中の第2章の第2及び第3章記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 2頁14行目から16行目までを次のとおり改める。

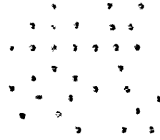
「控訴人らは98名であり、そのうち控訴人鈴木重正を除く97名は九州各県に居住し、更にそのうち51名は佐賀県内に居住し、また更にそのうち11名は玄海原発所在の佐賀県東松浦郡又は隣接する同県唐津市に居住している。」



- (2) 2頁25行目の「軽水炉」を「発電用軽水型原子炉（以下「軽水炉」という。）」に改める。
- (3) 3頁24行目から25行目にかけての「乙B42，証人小山」を「乙B43，証人小鶴章人〔以下「証人小鶴」という。〕，証人小山英之，弁論の全趣旨」に改める。
- (4) 5頁4行目及び7行目の各「閉じこめる」をいずれも「閉じ込める」に改める。
- (5) 5頁11行目の「発電用軽水型原子炉」を「軽水炉」に改める。
- (6) 6頁21行目の「クロム・モリブデン綱」を「クロム・モリブデン鋼」に改める。
- (7) 7頁6行目の「23条」の次に「1項1号」を，8行目の「24条」の次に「1項4号」をそれぞれ加える。
- (8) 7頁16行目から17行目にかけての「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」の次に「（平成2年8月30日原子力安全委員会決定。一部改訂・平成13年3月29日原子力安全委員会）（甲41）」を加える。
- (9) 8頁15行目の「（*2）」を削る。
- (10) 9頁13行目の「乙B12」の次に「，60の1・2，弁論の全趣旨」を加える。
- (11) 9頁18行目から19行目にかけての「約194 kg/cm²～約201 kg/cm²」を「約194 kg/cm²G～約201 kg/cm²G（原文の表記は約194 kg/cm²～約201 kg/cm²）」に改める。
- (12) 9頁21行目の「メロックス社製のMOX燃料」を「本件MOX燃料」に改める。
- (13) 9頁22行目から23行目にかけての「燃料棒内圧評価値」の次に「（*4）」を，25行目の「燃料棒内圧設計基準値」の次に「（*5）」をそれぞれ加える。



- (14) 10頁2行目から3行目にかけての「平成26年法律第72号による改正前の電気事業法（以下「電気事業法」という。）」を「平成24年法律第47号による改正前の電気事業法（以下「電気事業法」という。）」に改める。
- (15) 10頁11行目の「FINEコード」の次に「（*7）」を加える。
- (16) 10頁21行目の「内圧評価を」の前に「本件MOX燃料に係る燃料棒の」を加える。
- (17) 11頁16行目の「実用発電用原子炉」から19行目の「3条1項1号」までを「平成25年6月28日原子力規制委員会規則第4号による改正前の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年12月28日通商産業省令第77号。以下「実用炉規則」という。）1条2項6号、8条3号及び平成27年8月31日原子力規制委員会告示第8号による廃止前の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成13年3月21日号外経済産業省告示第187号）3条1項1号」に改める。
- (18) 11頁24行目から25行目にかけての「実効線量」を「実効線量当量」に改める。
- (19) 12頁26行目の「（*4）」及び13頁1行目の「（*5）」をそれぞれ削る。
- (20) 15頁11行目の「（*7）」を削る。
- (21) 16頁2行目の「ベスナウ炉」を「ベズナウ炉」に改める。
- (22) 16頁3行目の「実測値は」を「実測値が」に改める。
- (23) 22頁6行目の「元の形に戻り」の次に「（弾性変形）」を加える。
- (24) 22頁11行目の「ギャップ再開が起こると」を「ギャップ再開が起こった場合」に改める。
- (25) 23頁15行目の「破損することなく」を「破損することはない」に改める。



- (26) 24頁21行目の「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」を「実用炉規則」に改める。
- (27) 82頁23行目の「固体上」を「固体状」に改める。
- (28) 82頁26行目の「燃料棒設計計算コード」を「燃料棒設計コード」に改める。

3 当審における控訴人らの補充的主張

(1) 判断枠組みについて

原判決は、① 玄海原発3号機の安全性に関する立証責任について、「玄海原発3号機の安全性については、被控訴人において、まず、その安全性に欠ける点のないことについて、相当の根拠を示し、かつ、必要な資料を提出した上で主張立証する必要がある、被控訴人がこの主張立証を尽くさない場合には、玄海原発3号機の安全性に欠ける点があり、その周辺に居住する住民の生命、身体、健康が現に侵害され、又は侵害される具体的危険があることが事実上推認されるものというべきである」と判示する一方、② 判断の進め方について、「本件各安全審査における審査指針等の定める安全上の基準（中略）が満たされていることが確認された場合には、被控訴人は、本件訴訟の争点に関し、玄海原発3号機の安全性に欠ける点がないことについて、相当の根拠を示し、かつ必要な資料を提出した上での主張立証を尽くしたことになる」と判示しているが、判示②は、理由付けが不明であり、判示①の意義を全く無にするものであって不当である。

(2) 本件MOX燃料の設計について

本件MOX燃料の燃料棒内圧基準は、安全上の基準が満たされていることが確認されたとはいえない。その理由は次のとおりである。

ア 被控訴人は、本件MOX燃料につきFINEコードを用いるに際し、MOXペレットの焼きしまり及びスエリングについて、二酸化ウランペレットと同じモデルを用いているが、「1/3MOX報告書」で妥当性が確認



されているのは、コードであってコードに用いられたモデルではない。

イ 被控訴人は、本件MOX燃料につきFINEコードを用いるに際し、FPガス放出率について、実測値が予測値を約2.24倍上回るベズナウ炉のデータを包絡するモデルにより求めているが、そのことは被控訴人の手法が相当でないことを意味している。

ウ 被控訴人が本件MOX燃料に係る輸入燃料体検査申請において設置変更許可申請におけるよりも初期ヘリウム加圧量を低減しているのは、従前の初期ヘリウム加圧量ではギャップ再開を起こす危険があるため、それを避けるためになされたものと当然推測される。

エ 被控訴人は、本件MOX燃料に係る燃料棒内圧設計基準値を求めるに当たり、高組成、代表組成、低組成及び核分裂性プルトニウム割合55.00wt%の55wt%組成（以下「55%組成」という。）の4種類の燃料棒を評価対象としているが、実際に使用するプルトニウム組成の燃料棒そのものを評価対象としていない点で解析条件を満たしておらず、また、被控訴人が対象とした種類は、あらゆる燃料棒のパターンを必ずしも代表していない。

オ 被控訴人は、解析における不確定性の内容である設計コードの不確定性及び製造公差に起因する不確定性の内容について、何ら明らかにしていない。

(3) 使用済燃料ピットの設計について

ア 設置許可基準規則54条及び軽水炉安全設計審査指針の「指針50. 燃料の臨界防止」は、超長期保管を想定しておらず、審査基準として不合理である。また、米国セーレム原発や伊方原発での漏えい事故は、上記審査基準の不合理さを示すものである。したがって、上記審査基準に適合しているというだけでは、被控訴人側において尽くすべき安全性の証明がなされたことにはならない。



イ 使用済燃料の処分の方法は本来あらかじめ定めるべきであるにもかかわらず、再処理が全く具体化せず搬出のめどが立っていないまま被控訴人に対して原子炉の設置変更を許可したことは、原子炉等規制法に違反する。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人らの請求はいずれも理由がないものと判断する。その理由は、原判決を次のとおり補正し、控訴人らの補充的主張に対する判断を後記2のとおり付加するほかは、原判決「事実及び理由」中の第4章の第1ないし第5記載のとおりであるからこれを引用する。

- (1) 27頁16行目の「本件各安全審査」を「各安全審査（以下「本件各安全審査」という。）」に改める。
- (2) 28頁15行目の「よるとし」の次に「（甲86）」を加える。
- (3) 28頁19行目の「乙A2」の前に「甲11，」を加える。
- (4) 28頁24行目の「被覆管のギャップ変化」を「被覆管ギャップ変化」に改める。
- (5) 30頁21行目の「970頁」を「966頁，971頁，972頁」に改める。
- (6) 31頁5行目から7行目にかけての「原子力安全委員会安全審査指針「発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針（平成2年8月30日原子力安全委員会決定）」」を「「軽水炉安全設計審査指針」」に改める。
- (7) 31頁13行目の「燃料棒設計計算コード」を「燃料棒設計コード」に改める。
- (8) 32頁26行目の「歪み」を「歪」に改める。
- (9) 33頁5行目から6行目にかけての「（以下「代表組成」という。）」を「（代表組成）」に、7行目の「（以下「高組成」という。）」を「（高組成）」に、8行目から9行目にかけての「（以下「低組成」という。）」を「（低組成）」に、10行目の「（以下「55%組成」という。）」を



「（５５％組成）」にそれぞれ改める。

- (10) ３６頁１７行目の「補正申請し」の次に「（乙Ｂ２５の１）」を加える。
- (11) ３９頁２６行目の「乙Ａ２」の次に「・２０頁」を加える。
- (12) ４１頁１０行目の「８－６－１０頁」の次に「，乙Ｂ４３」を加える。
- (13) ４３頁１４行目の「第２４条」を「２４条」に改める。
- (14) ４３頁１６行目の「両委員会は」から１７行目末尾までを「そして、原子力安全委員会が、同年８月２９日、同項３号（技術的能力に係る部分に限る。）及び４号に規定する許可の基準に適合している旨の答申をし、原子力委員会が、同月３０日、同項１号、２号及び３号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準に適合している旨の答申をしたことなどを受けて、経済産業大臣は、同年９月７日、同申請を許可した（乙Ｂ１２，６０の１・２，弁論の全趣旨）。」に改める。
- (15) ４４頁１４行目の「第２４条」を「２４条」に改める。
- (16) ４６頁１６行目の「１０の１０」の次に「，４３」を加える。
- (17) ５０頁１３行目の「個体状」を「固体状」に改める。
- (18) ５４頁８行目及び５５頁１０行目の各「６万２０００MWd/tとし，」の次に「又は被控訴人の平成１６年５月２８日付設置変更許可申請書（甲１）にはペレット最高燃焼度が約６万２０００MWd/tと記載されており，別紙１４の第３．２．６(4)図のサイクル３の末期時点を上記最高燃焼度の約６万２０００MWd/tと設定して，」を加える。
- (19) ５７頁６行目の「，乙Ａ２」を削る。
- (20) ５８頁５行目の「乙２０」を「乙Ｂ２０」に，１０行目及び２０行目の各「前記(1)ア及びイ」をいずれも「前記(1)イ」に，２３行目の「前記(1)ウ」を「前記(1)イ」にそれぞれ改める。
- (21) ６５頁１行目の「甲１」の次に「・８－６－５頁」を加え，８行目の「甲１・８－３－９」を「甲１・８－３－８頁，８－３－９頁」に改める。



- (22) 67頁17行目から18行目にかけての「41」の次に「の1ないし4」を加える。
- (23) 68頁2行目及び21行目の各「に適合性」を「への適合性」に改める。
- (24) 69頁2行目の「同法施行令」を「平成24年政令第235号による改正前の同法施行令（以下、単に「同法施行令」という。）」に改める。
- (25) 69頁2行目から3行目にかけて及び17行目から18行目にかけての各「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」をいずれも「実用炉規則」に改める。
- (26) 69頁21行目の「規定は、」の次に「発電用原子炉設置者が使用済燃料の処分の方法を変更しようとする場合において、」を加える。

2 控訴人らの補充的主張に対する判断

(1) 判断枠組みについて

控訴人らは、「本件各安全審査における審査指針等の定める安全上の基準（中略）が満たされていることが確認された場合には、被控訴人は、本件訴訟の争点に関し、玄海原発3号機の安全性に欠ける点がないことについて、相当の根拠を示し、かつ必要な資料を提出した上での主張立証を尽くしたことになる」とした原判決の判示が不当である旨主張する。

しかし、原子炉が原判決説示に係る危険性を有することに鑑み、本件各安全審査がなされた当時において、原子炉等規制法は、原子炉設置・増設の許可基準として、「原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質（使用済燃料を含む。以下同じ。）、核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む。以下同じ。）又は原子炉による災害の防止上支障がないものであること。」（同法24条1項4号、26条4項）と規定するなど、災害の防止を原子炉の設置・増設、運転上の重要な課題とし、これを確保するため、核燃料物質及び原子炉に関する規制並びに原子力利用に関する重要事項のうち、安全の確保に関する規制は原子力安全委員会が所掌するものとして、そ



の規制に専門的な知見と検討結果が反映される制度が採られ（平成24年法律第47号による改正前の原子力委員会及び原子力安全委員会設置法13条、16条、17条等）、原子力安全委員会の関与の下に学識経験者等の専門家により原子炉施設の安全性を確保するに足りるものとして策定された安全設計審査指針、安全評価審査指針、耐震設計審査指針等の審査指針等に基づいて原子炉施設の設置、運転の可否を審査するものとされていた。そして、原判決説示のとおり、玄海原発3号機について行われた本件各安全審査においては、主務大臣（経済産業大臣）及び原子力安全委員会によって、平常時のみならず、異常時においても、一般公衆及び従業員に対して放射線障害を与えず、かつ、万が一の事故を想定した場合にも一般公衆の安全が確保されることを基本方針とし、本件訴訟の争点との関係では、燃料設計に関する審査及び使用済燃料ピットの設計に関する審査が行われている。

以上によれば、「本件各安全審査における審査指針等の定める安全上の基準（中略）が満たされていることが確認された場合には、被控訴人は、本件訴訟の争点に関し、玄海原発3号機の安全性に欠ける点がないことについて、相当の根拠を示し、かつ必要な資料を提出した上での主張立証を尽くしたことになる」とした原判決の判示は相当であるから、控訴人らの主張は採用することができない。

(2) 本件MOX燃料の設計について

控訴人らは、本件MOX燃料の燃料棒内圧基準につき安全上の基準が満たされていることが確認されたとはいえない旨主張するので、以下、控訴人らの主張する理由ごとに検討する。

ア 控訴人らは、「1/3 MOX報告書」によって、MOXペレットの焼きしまり及びスエリングに関するFINEコードの妥当性は確認されているものの、MOXペレットの焼きしまり及びスエリングにつき二酸化ウランペレットと同じモデルを用いることの妥当性は確認されていない旨主張す



る。

しかし、引用に係る原判決認定のとおり、「1/3 MOX 報告書」は、「照射挙動については、製法の異なる MOX 燃料について、FP ガス放出率を始めとし、各種の照射試験データが採取されており、ウラン燃料と類似した挙動を示すことが確認されている。また、照射中のペレットの体積変化もウラン燃料と同様であることが確認されている。」とした上で、MOX ペレットの焼きしまり及びスエリングについては、ペレットの体積変化等の燃焼度依存性がウランペレットと同様であることから、FINE コードでもウラン燃料と同じモデルを用いており、この点については実用炉及び試験炉における照射データ等により、妥当性が確認されているとしている。そうすると、上記の「1/3 MOX 報告書」の記述は、MOX ペレットの焼きしまり及びスエリングに関し、二酸化ウランペレットと同様のモデルを用いることは妥当であるとの評価を前提としているものと認められるから、控訴人らの主張は採用することができない。

イ 控訴人らは、被控訴人が、FINE コードを用いるに際し、FP ガス放出率について、実測値が予測値を約 2.24 倍上回るベズナウ炉のデータを包絡するモデルにより求めているのは不当である旨主張する。

しかし、原判決説示のとおり、ベズナウ炉の MOX 燃料の仕様は、本件原子炉のそれと異なっている上、ベズナウ炉のデータは、FP ガス放出率の実測値と予測値とを比較する上で、他の多数のデータとともにその統計的価値を有するものと位置づけられ、また、原判決別紙 4 の「図 3-8 FP ガス放出率の実測値と予測値の比較」におけるベズナウ炉（NOK-M109 [MIMAS 法]）のデータの約 10 個あるプロットのうち、1 つは実測値が予測値の約 2.24 倍になっているものの、その他はほぼ実測値と予測値は一致し、うち 5 つは実測値が予測値を下回っている。そうすると、被控訴人が、FINE コードを用いるに際し、FP ガス放出率に



ついて、ベズナウ炉のデータのうち実測値が予測値の約2.24倍になっているプロットを包絡するモデルによることなく、同プロットを予測のばらつきとみなして不確定性として評価するにとどめたことにつき、違法不当な点があるものとは認められず、控訴人らの主張は採用することができない。

ウ 控訴人らは、被控訴人が、設置変更許可申請段階における初期ヘリウム加圧量ではギャップ再開を起こす危険があったため、輸入燃料体検査申請において初期ヘリウム加圧量を低減することにより上記の危険を隠蔽した旨主張する。

しかし、原判決説示のとおり、ヘリウム加圧は、被覆管が外圧に押しつぶされる現象であるクリープコラプスを防止する目的で行われるものであり、クリープコラプスが起こらない限度まではヘリウム加圧量を低減することが可能であると解されるところ、本件M〇X燃料と同程度のヘリウムを加圧したM〇X燃料が海外の実験においてクリープコラプスが生じていないことが実証されていることなどを考慮すると、被控訴人が輸入燃料体検査申請において設置変更許可申請におけるよりも初期ヘリウム加圧量を低減したことにつき、違法不当な点があるものとは認められず、控訴人らの主張は採用することができない。

エ 控訴人らは、被控訴人が、本件M〇X燃料に係る燃料棒内圧設計基準値を求めるに当たり、評価対象である燃料棒を高組成、代表組成、低組成及び5%組成の4種類に限定したのは不当である旨主張する。

しかし、設置許可基準規則15条5項及び基準規則解釈15条7項が燃料体の具体的評価につき依拠するものとしている燃料設計手法報告書においては、燃料棒内圧設計基準値の解析条件として「評価対象の燃料棒仕様に対して実際の炉心運用で考えられる燃料棒出力履歴のうち燃料棒内圧が厳しくなる複数の燃料棒出力履歴を用いる。」とされており、使用される



燃料棒仕様の全てを評価対象とすることは要求されていない。そして、原判決説示のとおり、被控訴人は、実際の取替炉心での運用を想定し、実際に調達するMOX燃料の核分裂性プルトニウム割合の範囲内で高組成、代表組成、低組成及び55%組成の4種類の燃料棒を評価対象として用いることにより4種類中のうち出力が最も高くなるのが低組成であることを把握した上、評価対象の燃料棒本来の出力履歴に加えて、出力が最大で燃料棒内圧が最も厳しくなる低組成の出力履歴を評価対象の燃料棒全てに対して用いること等により、本件MOX燃料に係る燃料棒内圧設計基準値を求めている。そうすると、被控訴人のとった上記手法は、燃料設計手法報告書の解析条件に則ったものと認められ、設置許可基準規則15条5項及び基準規則解釈15条7項に反する点があるものとはいえないから、控訴人らの主張は採用することができない。

オ 控訴人らは、被控訴人は、解析における不確定性の内容である設計コードの不確定性及び製造公差に起因する不確定性の内容を何ら明らかにしていない旨論難する。

この点、設置許可基準規則15条5項及び基準規則解釈15条7項が燃料体の具体的評価につき依拠するものとしている燃料設計手法報告書においては、燃料棒設計コードによるペレットと被覆管のギャップ変化の解析結果からギャップが増加する（あるいは一旦閉じたギャップが開く）時点を求め、この時の燃料棒内圧を最大内圧値とした上、各出力履歴に対する最大内圧値の下限を包絡する内圧値を設定し、更に解析における不確定性（設計コードの不確定性及び製造公差に起因する不確定性）を考慮して、燃料棒内圧設計基準値を求めるものとされているところ、上記にいう解析における不確定性なるものは、最大内圧値を包絡する内圧値から燃料棒内圧設計基準値を導き出す際における調整要素としての意味合いであり、その内容を逐一明らかにすることは困難であって、燃料設計手法報告書にお



いてもそのような要求をしているものとは認められないから、控訴人らの主張は採用することができない。

(3) 使用済燃料ピットの設計について

ア 控訴人らは、設置許可基準規則54条及び軽水炉安全設計審査指針の

「指針50. 燃料の臨界防止」が審査基準として不合理なものであることを理由に、上記審査基準に適合しているというだけでは、被控訴人側において尽くすべき安全性の証明がなされたことにはならない旨主張するが、その主張を採用し得ないことは前記(1)に説示したとおりである。

イ 控訴人らは、使用済燃料の再処理が全く具体化せず搬出のめどが立っていないにもかかわらず、被控訴人に対して原子炉の設置変更を許可したことが原子炉等規制法に違反する旨主張する。

この点、被控訴人の平成16年5月28日付設置変更許可申請書（甲1・17頁）には、使用済燃料の再処理を委託する事業者の具体的名称は記載されていない。しかし、上記設置変更許可申請書には、「使用済燃料は、国内の再処理事業者において再処理を行うことを原則とする」と記載され、使用済燃料の再処理委託先につき原則として国内の再処理事業者とすることが明らかにされているほか、「再処理の委託先の確定は、燃料の炉内装荷前までに行い、政府の確認を受けることとする。ただし、燃料の炉内装荷前までに使用済燃料の貯蔵・管理について政府の確認を受けた場合、再処理の委託先については搬出前までに政府の確認を受けることとする。」と記載され、再処理の委託先を具体的に確定するに際しては、あらためて政府の確認を受ける旨が明らかにされ、これに基づいて、経済産業大臣の許可を受けている。そうすると、上記設置変更許可申請書には、実用炉規則3条1項1号が定める、「使用済燃料の処分の方法」の変更に係る場合における「その売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方法」が記載されているものというべきであるから、上記設置変更許



可につき、原子炉等規制法26条、23条2項8号、同法施行令14条、
実用炉規則3条1項1号に違反する点があるものとは認められない。控訴
人らの主張は採用することができない。

第4 結論

以上によれば、控訴人らの請求をいずれも棄却した原判決は相当であって、
本件控訴はいずれも理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

福岡高等裁判所第4民事部

裁判長裁判官 大 工 強

裁判官 小 田 幸 生

裁判官 府 内 覚